

追加型投信／海外／債券  
信託期間：2005年8月30日 から 無期限  
決算日：毎月10日（休業日の場合翌営業日）  
基準日：2025年10月31日  
回数コード：3036

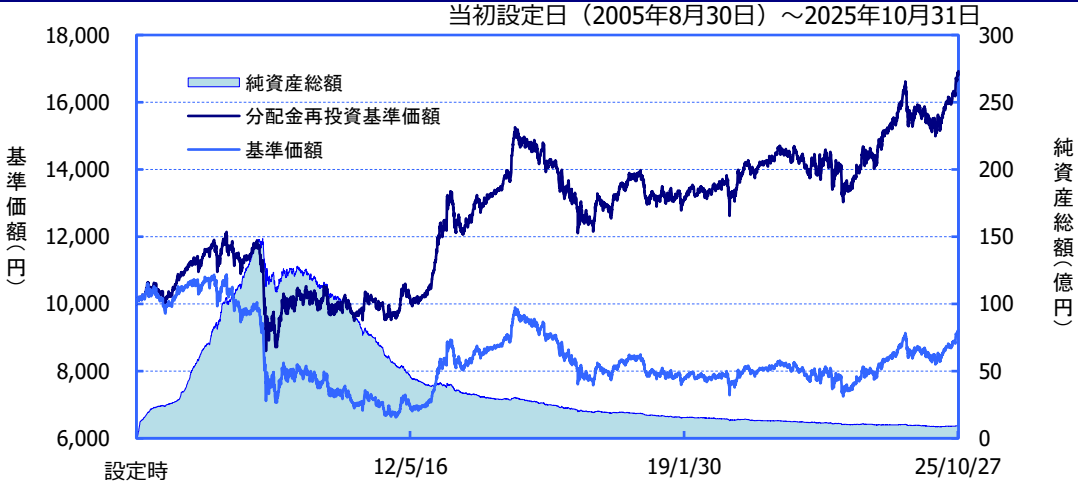
※過去の実績を示したものであり、将来の成果を示唆・保証するものではありません。

「基準価額・純資産の推移」

2025年10月31日現在

|       |         |
|-------|---------|
| 基準価額  | 9,211 円 |
| 純資産総額 | 926百万円  |

| 期間別騰落率 |         |
|--------|---------|
| 期間     | ファンド    |
| 1か月間   | +3.7 %  |
| 3か月間   | +5.7 %  |
| 6か月間   | +10.4 % |
| 1年間    | +6.4 %  |
| 3年間    | +18.6 % |
| 5年間    | +22.9 % |
| 年初来    | +6.7 %  |
| 設定来    | +69.2 % |



※「分配金再投資基準価額」は、分配金（税引前）を分配時にファンドへ再投資したものとみなして計算しています。  
※基準価額の計算において、運用管理費用（信託報酬）は控除しています（後述のファンドの費用をご覧ください）。  
※「期間別騰落率」の各計算期間は、基準日から過去に遡った期間とし、当該ファンドの「分配金再投資基準価額」を用いた騰落率を表しています。  
※実際のファンドでは、課税条件によって投資者ごとの騰落率は異なります。また、換金時の費用・税金等は考慮していません。

「分配の推移」

（1万口当たり、税引前）

| 決算期（年/月） |         | 分配金                     |
|----------|---------|-------------------------|
| 第1～228期  | 合計：     | 5,150円                  |
| 第229期    | (24/11) | 5円                      |
| 第230期    | (24/12) | 5円                      |
| 第231期    | (25/01) | 5円                      |
| 第232期    | (25/02) | 5円                      |
| 第233期    | (25/03) | 5円                      |
| 第234期    | (25/04) | 5円                      |
| 第235期    | (25/05) | 5円                      |
| 第236期    | (25/06) | 5円                      |
| 第237期    | (25/07) | 5円                      |
| 第238期    | (25/08) | 5円                      |
| 第239期    | (25/09) | 5円                      |
| 第240期    | (25/10) | 5円                      |
| 分配金合計額   |         | 設定来：5,210円<br>直近12期：60円 |

※分配金は、収益分配方針に基づいて委託会社が決定します。あらかじめ一定の額の分配をお約束するものではありません。分配金が支払われない場合もあります。

「主要な資産の状況」

※比率は、純資産総額に対するものです。

| 資産別構成                |       |         |
|----------------------|-------|---------|
| 資産                   | 銘柄数   | 比率      |
| 外国債券                 | 42    | 94.3%   |
|                      |       |         |
|                      |       |         |
| コール・ローン、その他※         |       | 5.7%    |
| 合計                   | 42    | 100.0%  |
| ※外貨キャッシュ、経過利息等を含みます。 |       |         |
| 債券 種別構成              |       | 合計94.3% |
| 種別                   | 比率    |         |
| 国債                   | 80.7% |         |
| 国際機関債                | 8.7%  |         |
| 政府機関債                | 4.9%  |         |
|                      |       |         |
| 通貨別構成(除く日本円)         |       | 合計98.7% |
| 通貨                   | 比率    |         |
| ドル通貨圏                |       | 47.5%   |
| 米ドル                  | 24.4% |         |
| 豪ドル                  | 15.2% |         |
| カナダ・ドル               | 8.0%  |         |
| 欧州通貨圏                |       | 51.2%   |
| ユーロ                  | 24.6% |         |
| 英ポンド                 | 12.9% |         |
| 東欧通貨                 | 6.6%  |         |
| 北欧通貨                 | 7.1%  |         |

| 債券 ポートフォリオ特性値                                                     |           |
|-------------------------------------------------------------------|-----------|
| 直接利回り(%)                                                          | 2.7       |
| 最終利回り(%)                                                          | 3.8       |
| 修正デュレーション                                                         | 8.1       |
| 残存年数                                                              | 10.3      |
| ※債券 ポートフォリオ特性値は、ファンドの組入債券等の各特性値（直接利回り、最終利回り等）を、その組入比率で加重平均したものです。 |           |
| 債券 格付別構成*1                                                        |           |
| 合計100.0%                                                          |           |
| AAA                                                               | 75.3%     |
| AA                                                                | 20.5%     |
| A                                                                 | 4.2%      |
| BBB                                                               | ---       |
| BB以下                                                              | ---       |
| 通貨別修正デュレーション*1                                                    |           |
| 合計100.0%                                                          |           |
| 通貨                                                                | 修正デュレーション |
| 米ドル                                                               | 9.0       |
| カナダ・ドル                                                            | 9.1       |
| 豪ドル                                                               | 7.0       |
| ユーロ                                                               | 10.9      |
| 英ポンド                                                              | 8.3       |
| スウェーデン・クローネ                                                       | 1.0       |
| デンマーク・クローネ                                                        | 2.6       |
| ノルウェー・クローネ                                                        | 1.2       |
| ポーランド・ズロチ                                                         | 3.0       |
| チェコ・コルナ                                                           | 1.5       |

\*1債券 格付別構成および通貨別修正デュレーションは、債券ポートフォリオに対するものです。  
※格付別構成については、当社所定の基準で採用した格付けを基準に算出しています。

■当資料は、ファンドの状況や関連する情報等をお知らせするために大和アセットマネジメントにより作成されたものです。当ファンドは、値動きのある有価証券等に投資しますので、基準価額は大きく変動します。したがって投資元本が保証されているものではありません。当ファンドの取得をご希望の場合には投資信託説明書（交付目論見書）を販売会社よりお渡しいたしますので、必ず内容をご確認の上ご自身でご判断ください。後述の当資料のお取り扱いにおけるご注意をよくお読みください。

設定・運用：

大和アセットマネジメント  
Daiva Asset Management

商号等

大和アセットマネジメント株式会社  
金融商品取引業者 関東財務局長（金商）第352号  
一般社団法人投資信託協会  
一般社団法人日本投資顧問業協会  
一般社団法人第二種金融商品取引業協会

加入協会

| 組入上位10銘柄                         |      |       |            | 合計55.3% |
|----------------------------------|------|-------|------------|---------|
| 銘柄名                              | 通貨   | 利率(%) | 償還日        | 比率      |
| AUSTRALIAN GOVERNMENT BOND       | 豪ドル  | 4.5   | 2033/04/21 | 7.6%    |
| SPANISH GOVERNMENT BOND          | ユーロ  | 2.9   | 2046/10/31 | 7.4%    |
| United States Treasury Note/Bond | 米ドル  | 1.125 | 2040/08/15 | 7.2%    |
| UNITED STATES TREASURY NOTE/BOND | 米ドル  | 3.375 | 2033/05/15 | 7.0%    |
| United States Treasury Note/Bond | 米ドル  | 0.875 | 2030/11/15 | 6.8%    |
| UNITED KINGDOM GILT              | 英ポンド | 4.25  | 2034/07/31 | 4.7%    |
| SPANISH GOVERNMENT BOND          | ユーロ  | 1.2   | 2040/10/31 | 4.2%    |
| EUROPEAN INVESTMENT BANK         | ユーロ  | 2.75  | 2030/07/30 | 4.0%    |
| United Kingdom Gilt              | 英ポンド | 0.25  | 2031/07/31 | 3.3%    |
| INTL. FIN. CORP.                 | 豪ドル  | 1.25  | 2031/02/06 | 3.1%    |

※比率は、純資産総額に対するものです。

<< 基準価額の月次変動要因分解 >>
 2025年10月

< 項目別要因分解 >

| 基準価額(円)     |            | 変動額 | 債券要因 | 為替要因 | 分配金要因 | 運用管理費用<br>要因等 |
|-------------|------------|-----|------|------|-------|---------------|
| 2025年10月31日 | 2025年9月30日 |     |      |      |       |               |
| 9,211       | 8,890      | 321 | 98   | 240  | -5    | -12           |

< 通貨別要因分解 >

| 債券要因    | ドル通貨圏 |        |     | 欧州通貨圏 |      |                 |                |                |               |             |
|---------|-------|--------|-----|-------|------|-----------------|----------------|----------------|---------------|-------------|
|         | 米ドル   | カナダ・ドル | 豪ドル | ユーロ   | 英ポンド | スウェーデン・<br>クローネ | デンマーク・<br>クローネ | ノルウェー・<br>クローネ | ポーランド・<br>ズロチ | チェコ・<br>コルナ |
| 変動額(円)  | 17    | 3      | 6   | 34    | 33   | 0               | 1              | 0              | 3             | 1           |
| 通貨圏計(円) | 26    |        |     | 72    |      |                 |                |                |               |             |

| 為替要因    | ドル通貨圏 |        |     | 欧州通貨圏 |      |                 |                |                |               |             |
|---------|-------|--------|-----|-------|------|-----------------|----------------|----------------|---------------|-------------|
|         | 米ドル   | カナダ・ドル | 豪ドル | ユーロ   | 英ポンド | スウェーデン・<br>クローネ | デンマーク・<br>クローネ | ノルウェー・<br>クローネ | ポーランド・<br>ズロチ | チェコ・<br>コルナ |
| 変動額(円)  | 76    | 22     | 44  | 50    | 17   | 3               | 8              | 5              | 11            | 4           |
| 通貨圏計(円) | 143   |        |     | 97    |      |                 |                |                |               |             |

| 債券・為替<br>要因計 | ドル通貨圏 |        |     | 欧州通貨圏 |      |                 |                |                |               |             |
|--------------|-------|--------|-----|-------|------|-----------------|----------------|----------------|---------------|-------------|
|              | 米ドル   | カナダ・ドル | 豪ドル | ユーロ   | 英ポンド | スウェーデン・<br>クローネ | デンマーク・<br>クローネ | ノルウェー・<br>クローネ | ポーランド・<br>ズロチ | チェコ・<br>コルナ |
| 変動額(円)       | 93    | 25     | 51  | 84    | 49   | 3               | 9              | 5              | 14            | 5           |
| 通貨圏計(円)      | 169   |        |     | 169   |      |                 |                |                |               |             |

※ 変動要因分解は、基準価額の変動要因の傾向を把握するために大和アセットマネジメントが日々のデータを基に簡便法により算出した概算値であり、実際の基準価額の変動を正確に説明するものではありません。

※ 上記データは過去の実績を示したものであり、将来の運用成果を示唆・保証するものではありません。

## 【市場動向】

### 債券市場：金利はおおむね低下

海外債券市場では、金利はおおむね低下しました。米国では、米中貿易摩擦再燃への懸念などから、投資家のリスク回避が強まり、月前半に金利は低下しました。しかし、FRB（米国連邦準備制度理事会）が利下げを決定した後の議長会見では、次回利下げに慎重な姿勢が明確に示されたことなどから、月後半にかけて金利は低下幅を縮小しました。その他の国についても、米国金利に連れる形で金利はおおむね低下しました。

### 為替市場：投資対象通貨は対円で上昇

為替市場では、投資対象通貨は対円で上昇しました。米ドルは、自民党総裁選の結果を受けて、財政拡張や緩和的な金融環境の継続への期待などから、投資家のリスク選好度が強まり、円安が進行しました。月末にかけて、米中通商協議の合意内容が発表されたことも、円安米ドル高要因となりました。その他の投資対象通貨も、米ドル円に連れた動きとなり、対円で上昇しました。

## 【ファンドの運用状況】

### 月間の動き

投資対象通貨が円に対して上昇したことなどがプラス要因となり、基準価額は上昇しました。

## 【今後の展望】

### 債券市場

米国においては、政府機関閉鎖により各種経済統計が発表されず、FRBも慎重姿勢を強める中、短期的には明確な金利変動要因を欠く状況が続くとみられ、米国金利は方向感のない展開を見込みます。しかし、中期的には関税などによる経済鈍化やさらなる利下げに焦点が当たると考えることから、金利は低下方向を想定します。その他の国について、利下げの到達点などに多少の差はあるとみているものの、金利はおおむね米国に連れる展開を見込みます。

### 為替市場

日銀の金融政策は引き続き利上げ方向である一方で、米国は利下げ方向であるため、日米の金利差縮小に連れて、米ドルは対円で緩やかに弱含む展開を見込みます。ただし、金融政策に対する不確実性や日本の政治動向が意識されると想定しており、米ドルは対円で不安定な展開を予想します。その他の通貨においては、おおむね米ドル円に連れた動きを見込みます。

## 《分配金の概況》

### ■ 配当等収益(1万口当たり、経費控除後)および分配対象額(1万口当たり、分配金支払い後)の状況

| 決算期<br>決算日     | 第229期<br>(24/11/11) | 第230期<br>(24/12/10) | 第231期<br>(25/1/10) | 第232期<br>(25/2/10) | 第233期<br>(25/3/10) | 第234期<br>(25/4/10) |
|----------------|---------------------|---------------------|--------------------|--------------------|--------------------|--------------------|
| 配当等収益(経費控除後)   | 12 円                | 6 円                 | 7 円                | 7 円                | 7 円                | 8 円                |
| 分配金            | 5 円                 | 5 円                 | 5 円                | 5 円                | 5 円                | 5 円                |
| 分配対象額(分配金支払い後) | 353 円               | 354 円               | 356 円              | 359 円              | 360 円              | 363 円              |

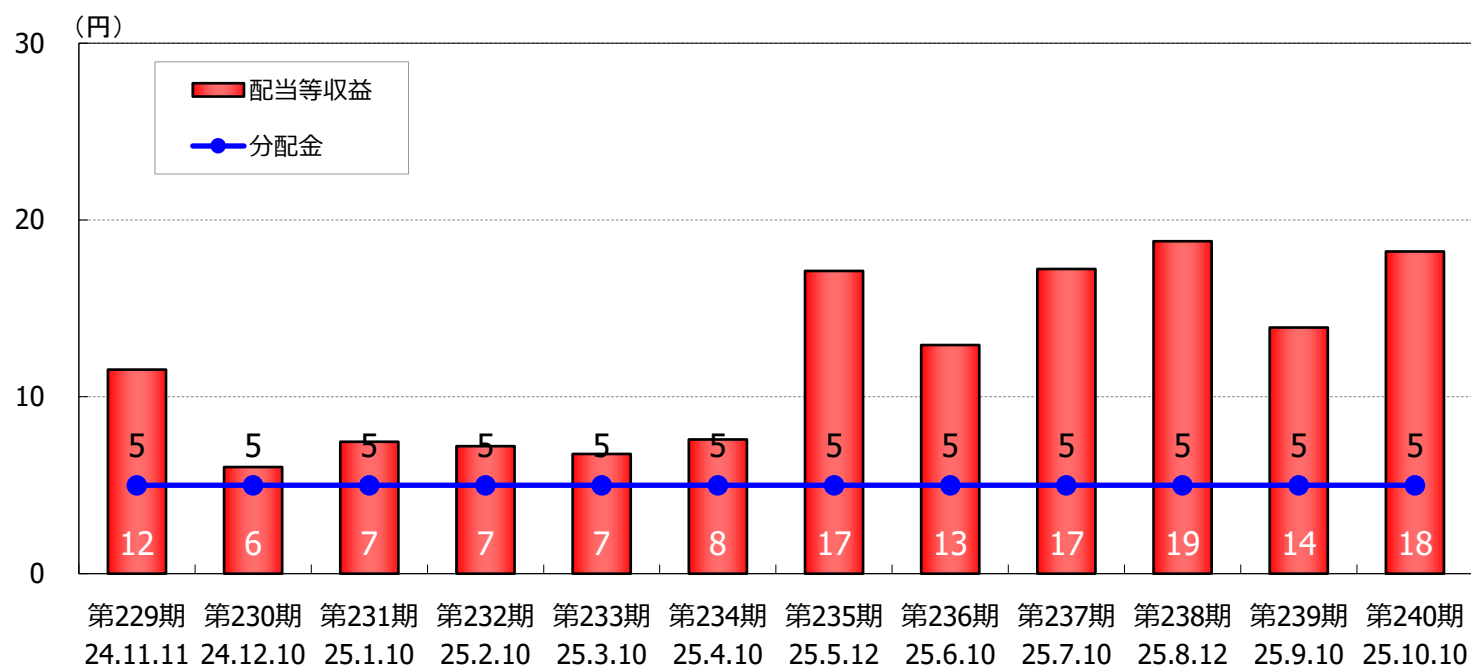
| 決算期<br>決算日     | 第235期<br>(25/5/12) | 第236期<br>(25/6/10) | 第237期<br>(25/7/10) | 第238期<br>(25/8/12) | 第239期<br>(25/9/10) | 第240期<br>(25/10/10) |
|----------------|--------------------|--------------------|--------------------|--------------------|--------------------|---------------------|
| 配当等収益(経費控除後)   | 17 円               | 13 円               | 17 円               | 19 円               | 14 円               | 18 円                |
| 分配金            | 5 円                | 5 円                | 5 円                | 5 円                | 5 円                | 5 円                 |
| 分配対象額(分配金支払い後) | 375 円              | 383 円              | 395 円              | 409 円              | 418 円              | 431 円               |

※配当等収益(経費控除後)は、経費(運用管理費用等)が配当等収益にどのくらい按分控除されるかにより変動します。配当等収益への按分率は、有価証券売買等損益の金額によって変動します。つまり、有価証券売買等利益(評価益を含む)が発生していなければ、経費(運用管理費用等)はすべて配当等収益から差し引かれます。なお、控除しきれない金額が生じた場合、有価証券売買等損益に計上されます。

※円未満は四捨五入しています。

※分配金は1万口当たり、税引前のものです。

### ■ 配当等収益(1万口当たり、経費控除後)および分配金(1万口当たり、税引前)の状況



※上記のデータは、過去の実績を示したものであり、将来の成果を示唆・保証するものではありません。

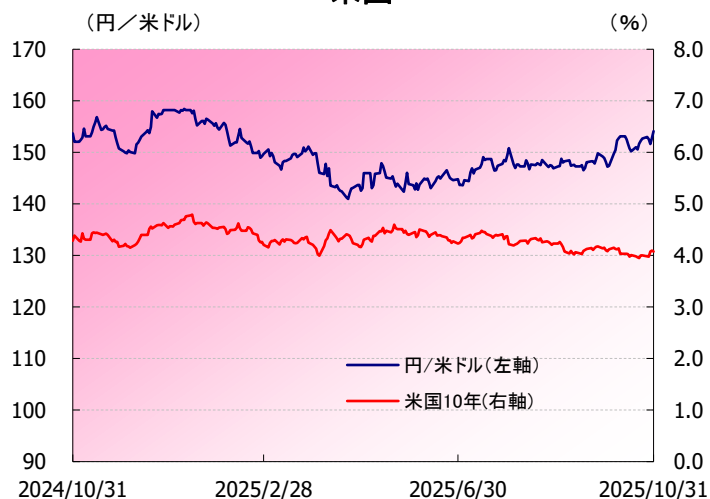
※分配金は、収益分配方針に基づいて委託会社が決定します。あらかじめ一定の額の分配をお約束するものではありません。分配金が支払われない場合もあります。

### ■ 配当等収益と分配金について

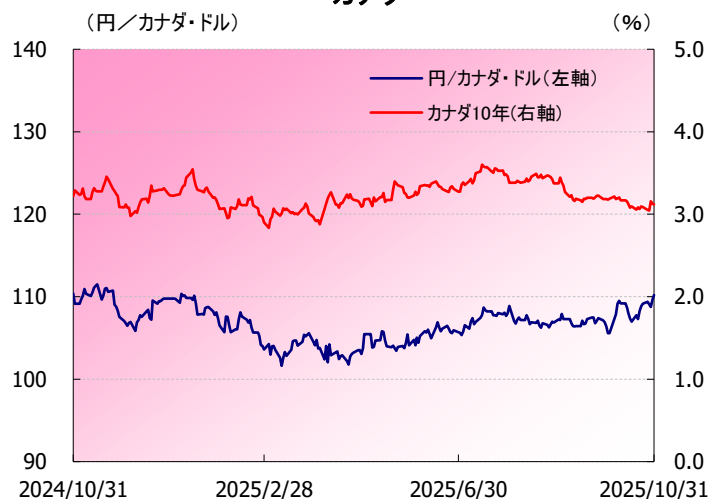
直近決算(第240期、2025. 10. 10)では、期中に得られる配当等収益(経費控除後)は18円となっております。また、分配対象額(分配金支払い後)は直近決算では431円となっております。

当ファンドでは、安定した分配を継続的に行うことを目標に分配金を決定しておりますが、分配金は分配対象額の水準、配当等収益の水準、基準価額の水準、市場環境等を総合的に勘案して決算の都度決定しておりますので、現在の分配金の水準を維持できない、または支払われない場合もあります。

## 米国



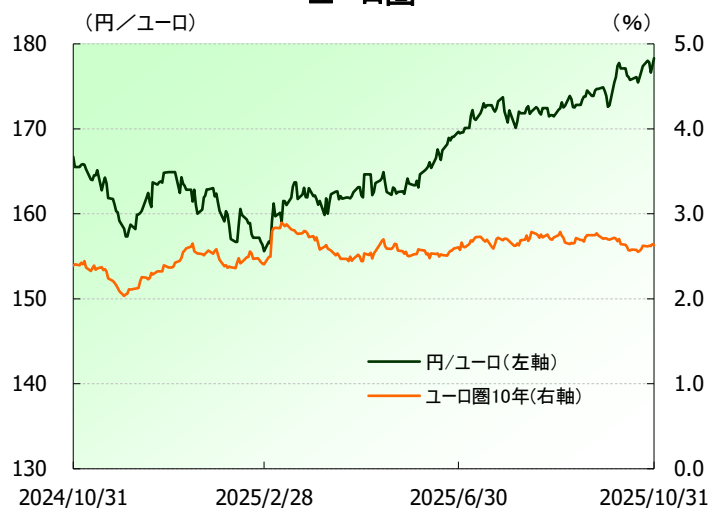
## カナダ



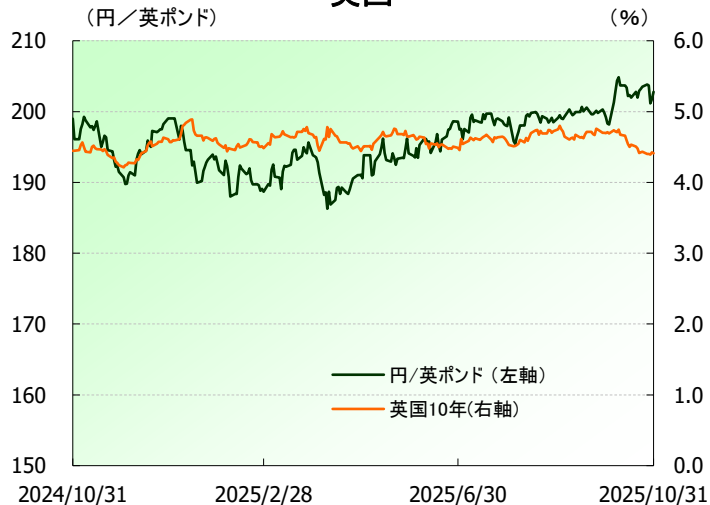
## 豪州



## ユーロ圏



## 英国



(出所)ブルームバーグ、大和アセットマネジメント

## 《ファンドの目的・特色》

### ファンドの目的

- ・海外のソブリン債等に投資し、安定した収益の確保および信託財産の着実な成長をめざします。

### ファンドの特色

- ・海外のソブリン債等に投資します。
- ・国債の格付けは、取得時において A 格相当以上※1、国債以外の格付けは、取得時において AA 格相当以上※2 とすることを基本とします。
  - ※1 ムーディーズで A3 以上または S&P で A- 以上
  - ※2 ムーディーズで Aa3 以上または S&P で AA- 以上
- ・毎月 10 日（休業日の場合翌営業日）に決算を行ない、収益配分方針に基づいて収益の分配を行ないます。

## 《投資リスク》

- 当ファンドは、値動きのある有価証券等に投資しますので、基準価額は変動します。したがって、**投資元本が保証されているものではなく、これを割込むことがあります。信託財産に生じた利益および損失は、すべて投資者に帰属します。投資信託は預貯金とは異なります。**基準価額の主な変動要因は、以下のとおりです。

|                             |                                                                                                                                                                                     |
|-----------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 公社債の価格変動<br>(価格変動リスク・信用リスク) | 公社債の価格は、一般に金利が低下した場合には上昇し、金利が上昇した場合には下落します。また、公社債の価格は、発行体の信用状況によっても変動します。<br>特に、発行体が債務不履行を発生させた場合、またはその可能性が予想される場合には、公社債の価格は下落します。組入公社債の価格が下落した場合には、基準価額が下落する要因となり、投資元本を割込むことがあります。 |
| 為替変動リスク                     | 外貨建資産については、資産自体の価格変動のほか、当該外貨の円に対する為替レートの変動の影響を受けます。組入外貨建資産について、当該外貨の為替レートが円高方向に進んだ場合には、基準価額が下落する要因となり、投資元本を割込むことがあります。                                                              |
| カントリー・リスク                   | 投資対象国・地域において、政治・経済情勢の変化等により市場に混乱が生じた場合、または取引に対して新たな規制が設けられた場合には、基準価額が予想外に下落したり、方針に沿った運用が困難となることがあります。                                                                               |
| その他                         | 解約資金を手当てするため組入証券を売却する際、市場規模や市場動向によっては市場実勢を押下げ、当初期待される価格で売却できないこともあります。この場合、基準価額が下落する要因となります。                                                                                        |

※基準価額の変動要因は、上記に限定されるものではありません。

### その他の留意点

- 当ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第 37 条の 6 の規定（いわゆるクーリング・オフ）の適用はありません。
- 当ファンドは、大量の解約が発生し短期間で解約資金を手当てする必要がある場合や主たる取引市場において市場環境が急変した場合等に、一時的に組入資産の流動性が低下し、市場実勢から期待できる価格で取引できないリスク、取引量が限られてしまうリスクがあります。これにより、基準価額にマイナスの影響を及ぼす可能性や、換金の申込みの受付が中止となる可能性、換金代金のお支払いが遅延する可能性があります。

## 《ファンドの費用》

| 投資者が直接的に負担する費用             |                                           |                                                                           |                             |              |
|----------------------------|-------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------|-----------------------------|--------------|
|                            | 料率等                                       | 費用の内容                                                                     |                             |              |
| 購 入 時 手 数 料                | 販売会社が別に定める率<br>〈上限〉 <u>2.75% (税抜2.5%)</u> | 購入時の商品説明または商品情報の提供、投資情報の提供、取引執行等の対価です。                                    |                             |              |
| 信託財産留保額                    | ありません。                                    | —                                                                         |                             |              |
| 投資者が信託財産で間接的に負担する費用        |                                           |                                                                           |                             |              |
|                            | 料率等                                       | 費用の内容                                                                     |                             |              |
| 運 用 管 理 費 用<br>( 信 託 報 酬 ) | <u>年率1.375%</u><br><u>(税抜1.25%)</u>       | 運用管理費用の総額は、日々の信託財産の純資産総額に対して左記の率を乗じて得た額とします。運用管理費用は、毎日計上され日々の基準価額に反映されます。 |                             |              |
| 委 託 会 社                    | 配分については、<br>下記参照                          | ファンドの運用と調査、受託会社への運用指図、基準価額の計算、目論見書・運用報告書の作成等の対価です。                        |                             |              |
| 販 売 会 社                    |                                           | 運用報告書等各種書類の送付、口座内でのファンドの管理、購入後の情報提供等の対価です。                                |                             |              |
| 受 託 会 社                    |                                           | 運用財産の管理、委託会社からの指図の実行の対価です。                                                |                             |              |
|                            | 〈運用管理費用の配分〉<br>(税抜) (注1)                  | 委託会社                                                                      | 販売会社<br>(各販売会社の取扱純資産総額に応じて) | 受託会社         |
|                            | 500億円未満の場合                                | 販売会社および<br>受託会社への配分を<br>除いた額                                              | 年率0.70%                     | 年率0.05% (税抜) |
|                            | 500億円以上1,000億円未<br>満の場合                   |                                                                           | 年率0.75%                     |              |
|                            | 1,000億円以上の場合                              |                                                                           | 年率0.80%                     |              |
| その他の費用・<br>手 数 料           | (注2)                                      | 監査報酬、有価証券売買時の売買委託手数料、先物取引・オプション取引等に要する費用、資産を外国で保管する場合の費用等を信託財産でご負担いただきます。 |                             |              |

(注1)「運用管理費用の配分」には、別途消費税率を乗じた額がかかります。

(注2)「その他の費用・手数料」については、運用状況等により変動するため、事前に料率、上限額等を示すことができません。

※購入時手数料について、くわしくは販売会社にお問合わせ下さい。

※運用管理費用の信託財産からの支払いは、毎計算期末または信託終了時に行なわれます。

※手数料等の合計額については、保有期間等に応じて異なりますので、表示することができません。

|                        |                                                                                                                                                               |
|------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 購入単位                   | 最低単位を 1 円単位または 1 口単位として販売会社が定める単位                                                                                                                             |
| 購入価額                   | 購入申込受付日の翌営業日の基準価額（1 万円当たり）                                                                                                                                    |
| 購入代金                   | 販売会社が定める期日までにお支払い下さい。                                                                                                                                         |
| 換金単位                   | 最低単位を 1 口単位として販売会社が定める単位                                                                                                                                      |
| 換金価額                   | 換金申込受付日の翌営業日の基準価額（1 万円当たり）                                                                                                                                    |
| 換金代金                   | 原則として換金申込受付日から起算して 5 営業日目からお支払いします。                                                                                                                           |
| 申込受付中止日                | シカゴ商品取引所における米国債先物取引または ICE フューチャーズ・ヨーロッパにおけるイギリス国債先物取引のいずれかの休業日<br>（注）申込受付中止日は、販売会社または委託会社にお問合わせ下さい。                                                          |
| 申込締切時間                 | 原則として、午後 3 時 30 分まで（販売会社所定の事務手続きが完了したもの）<br>なお、販売会社によっては異なる場合がありますので、くわしくは販売会社にお問合わせ下さい。                                                                      |
| 換金制限                   | 信託財産の資金管理を円滑に行なうために大口の換金申込には制限があります。                                                                                                                          |
| 購入・換金申込受付<br>の中止および取消し | 金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情があるときは、換金の申込みの受付を中止することがあります。                                                                                           |
| 繰上償還                   | 次のいずれかの場合には、委託会社は、事前に受益者の意向を確認し、受託会社と合意のうえ、信託契約を解約し、信託を終了させること（繰上償還）ができます。<br>・受益権の口数が 30 億口を下ることとなった場合<br>・信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき<br>・やむを得ない事情が発生したとき |
| 収益分配                   | 年 12 回、収益分配方針に基づいて収益の分配を行ないます。<br>（注）当ファンドには、「分配金再投資コース」と「分配金支払いコース」があります。なお、お取扱い可能なコースおよびコース名については異なる場合がありますので、販売会社にお問合わせ下さい。                                |
| 課税関係                   | 課税上は株式投資信託として取扱われます。配当控除、益金不算入制度の適用はありません。<br>公募株式投資信託は税法上、一定の要件を満たした場合に NISA（少額投資非課税制度）の適用対象となります。<br>当ファンドは、NISA の対象ではありません。<br>※税法が改正された場合等には変更される場合があります。 |

## 《収益分配金に関する留意事項》

- ◆ 分配金は、預貯金の利息とは異なり、投資信託の純資産から支払われますので、分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。

投資信託で分配金が支払われるイメージ

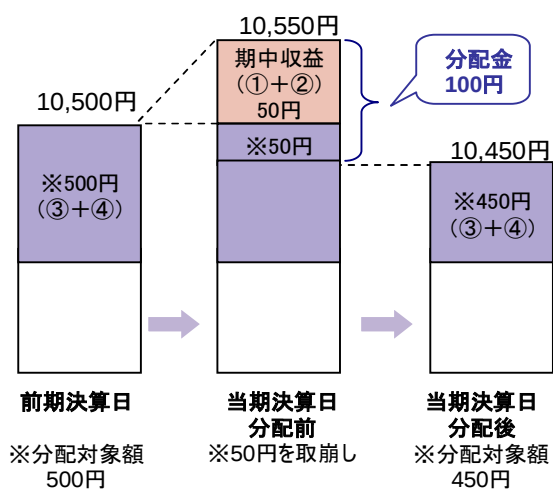
投資信託の純資産

分配金

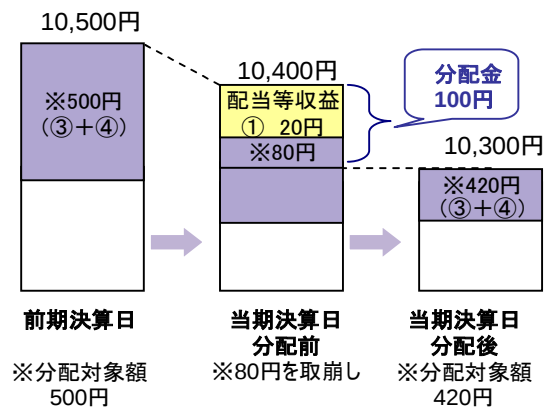
- ◆ 分配金は、計算期間中に発生した収益(経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益)を超えて支払われる場合があります。その場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。また、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。

### 計算期間中に発生した収益を超えて支払われる場合

#### 前期決算日から基準価額が上昇した場合



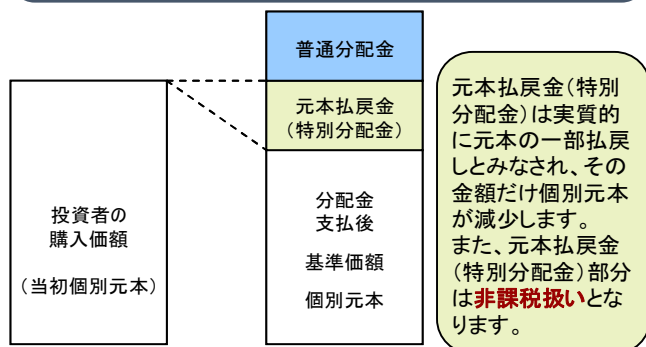
#### 前期決算日から基準価額が下落した場合



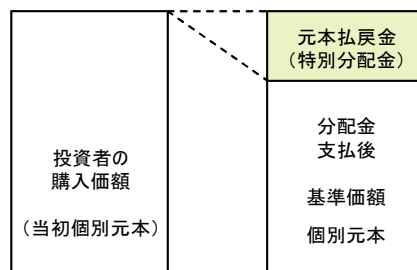
(注) 分配対象額は、①経費控除後の配当等収益および②経費控除後の評価益を含む売買益ならびに③分配準備積立金および④収益調整金です。分配金は、分配方針に基づき、分配対象額から支払われます。

- ◆ 投資者のファンドの購入価額によっては、分配金の一部または全部が、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がり小さかった場合も同様です。

#### 分配金の一部が元本の一部払戻しに相当する場合



#### 分配金の全部が元本の一部払戻しに相当する場合



普通分配金：個別元本(投資者のファンドの購入価額)を上回る部分からの分配金です。

元本払戻金：個別元本を下回る部分からの分配金です。分配後の投資者の個別元本は、元本払戻金(特別分配金)の(特別分配金)額だけ減少します。

※上記はイメージであり、実際の分配金額や基準価額を示唆するものではありませんのでご注意ください。

## 《当資料のお取り扱いにおけるご注意》

- 当資料は、ファンドの状況や関連する情報等をお知らせするために大和アセットマネジメントにより作成されたものです。
- 当ファンドのお申込みにあたっては、販売会社よりお渡しする「投資信託説明書（交付目論見書）」の内容を必ずご確認ください。
- 投資信託は、値動きのある有価証券等に投資しますので、基準価額は大きく変動します。したがって、投資者のみなさまの投資元本が保証されているものではありません。信託財産に生じた利益および損失は、すべて投資者に帰属します。投資信託は預貯金とは異なります。
- 投資信託は、預金や保険契約とは異なり、預金保険機構・保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。証券会社以外でご購入いただいた投資信託は、投資者保護基金の対象ではありません。
- 当資料は、信頼できると考えられる情報源から作成していますが、その正確性・完全性を保証するものではありません。運用実績などの記載内容は過去の実績であり、将来の成果を示唆・保証するものではありません。また、税金、手数料等を考慮していませんので、投資者のみなさまの実質的な投資成果を示すものではありません。
- 当資料の中で記載されている内容、数値、図表、意見等は資料作成時点のものであり、今後予告なく変更されることがあります。
- 分配金は、収益分配方針に基づいて委託会社が決定します。あらかじめ一定の額の分配をお約束するものではありません。分配金が支払われない場合もあります。

販売会社等についてのお問い合わせ

▶ **大和アセットマネジメント** フリーダイヤル 0120-106212（営業日の9:00～17:00）

当社ホームページ

▶ <https://www.daiwa-am.co.jp/>

| 販売会社名（業態別、50音順）<br>（金融商品取引業者名）                           |          | 登録番号            | 加入協会    |                         |                         |                            |
|----------------------------------------------------------|----------|-----------------|---------|-------------------------|-------------------------|----------------------------|
|                                                          |          |                 | 日本証券業協会 | 一般社団法人<br>金融先物<br>取引業協会 | 一般社団法人<br>日本投資<br>顧問業協会 | 一般社団法人<br>第二種金融商<br>品取引業協会 |
| 株式会社SBI新生銀行<br><small>（委託金融商品取引業者<br/>株式会社SBI証券）</small> | 登録金融機関   | 関東財務局長(登金)第10号  | ○       | ○                       |                         |                            |
| 株式会社愛媛銀行                                                 | 登録金融機関   | 四国財務局長(登金)第6号   | ○       |                         |                         |                            |
| 沖縄県労働金庫                                                  | 登録金融機関   | 沖縄総合事務局長(登金)第8号 |         |                         |                         |                            |
| 九州労働金庫                                                   | 登録金融機関   | 福岡財務支局長(登金)第39号 |         |                         |                         |                            |
| 近畿労働金庫                                                   | 登録金融機関   | 近畿財務局長(登金)第90号  |         |                         |                         |                            |
| 四国労働金庫                                                   | 登録金融機関   | 四国財務局長(登金)第26号  |         |                         |                         |                            |
| 静岡県労働金庫                                                  | 登録金融機関   | 東海財務局長(登金)第72号  |         |                         |                         |                            |
| 湘南信用金庫                                                   | 登録金融機関   | 関東財務局長(登金)第192号 | ○       |                         |                         |                            |
| 中央労働金庫                                                   | 登録金融機関   | 関東財務局長(登金)第259号 |         |                         |                         |                            |
| 中国労働金庫                                                   | 登録金融機関   | 中国財務局長(登金)第53号  |         |                         |                         |                            |
| 東海労働金庫                                                   | 登録金融機関   | 東海財務局長(登金)第70号  |         |                         |                         |                            |
| 東北労働金庫                                                   | 登録金融機関   | 東北財務局長(登金)第68号  |         |                         |                         |                            |
| 長野県労働金庫                                                  | 登録金融機関   | 関東財務局長(登金)第268号 |         |                         |                         |                            |
| 新潟県労働金庫                                                  | 登録金融機関   | 関東財務局長(登金)第267号 |         |                         |                         |                            |
| 株式会社福岡中央銀行                                               | 登録金融機関   | 福岡財務支局長(登金)第14号 | ○       |                         |                         |                            |
| 北陸労働金庫                                                   | 登録金融機関   | 北陸財務局長(登金)第36号  |         |                         |                         |                            |
| 北海道労働金庫                                                  | 登録金融機関   | 北海道財務局長(登金)第38号 |         |                         |                         |                            |
| 株式会社SBI証券                                                | 金融商品取引業者 | 関東財務局長(金商)第44号  | ○       | ○                       |                         | ○                          |
| 内藤証券株式会社                                                 | 金融商品取引業者 | 近畿財務局長(金商)第24号  | ○       |                         |                         | ○                          |
| 松井証券株式会社                                                 | 金融商品取引業者 | 関東財務局長(金商)第164号 | ○       | ○                       |                         |                            |
| 楽天証券株式会社                                                 | 金融商品取引業者 | 関東財務局長(金商)第195号 | ○       | ○                       | ○                       | ○                          |

上記の販売会社は今後変更となる場合があります。また、販売会社によって、新規のご購入の取扱いを行っていない場合や、お申込み方法・条件等が異なります。くわしくは、販売会社にお問合わせ下さい。